

秋元治水工事

秋元三代の今に残る数多くの治績のうち、特記すべき功績は治水事業である。現在でも桂川流域の各村々がその思恵に浴し、水力発電事業にも深く係りがあるので、各資料により記述しておく。

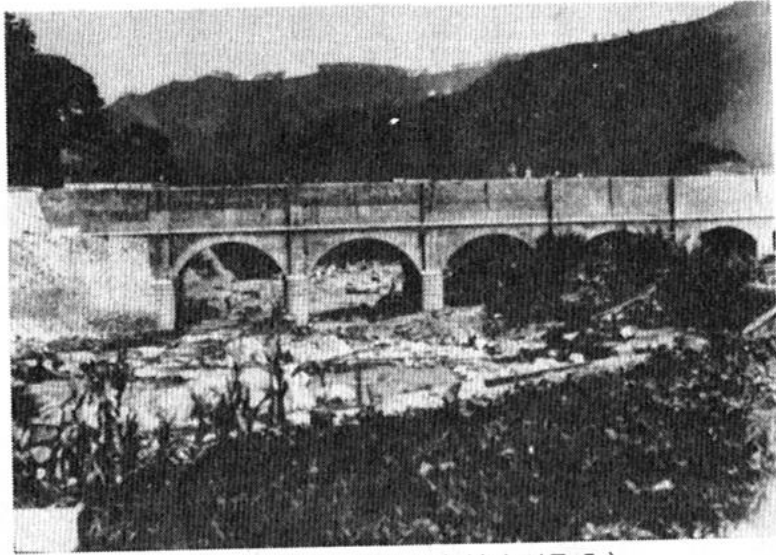
○谷村大堰、家中川工事

秋元泰朝が、郡内領主となって最初に計画した工事といわれ、寛永十六年（一六三九）に完成させている。谷村の西、田原の滝の直上より、桂川の水を取入れ、谷村禾生に通じる家中川を開さくし、下流十ヶ村の用水としたものであり、秋元牛杵（越中杵と称し、先代越中守長朝が上野総社において、利根川より用水通水に考案使用したもので、形が牛に似ている丸太の杵）で急流を堰止める難工事であった。当時は、毎年三月に官役と称して戸毎一名宛、三日

から四日役に服し、三層の牛杵を結び、杵と杵の間に縦マセを結びつけたもので、一度の大水で流されてしまうため毎年同じ様に定式「じょうしき、谷村地域で川浚などに無償で出ることをいい、上郷では御伝馬（オテンマ）にでるといっている」で工事していたが、明治十二年頃から川中の大石の対岸の出鼻との間に大木の横マセを入れ、縦マセだけを毎年交換し、横マセは十年に一度取換えることとしたため、農民は大変助かったという。この家中川は、谷村禾生の水田開発を促すとともに、機業の動力染色に利用され、また、明治三十六年四月には、谷村電灯が発電に利用している。

○五ヶ堰（禾生用水）

五ヶ堰工事の時期は詳になっていないが、延享五年（一七四七）四月の古絵図が保存されており、それ以前の寛文年間にすでに大月方面に水田があったことから、竣工は秋元喬知の時代であろうと推定されている。秋元家の古記録によると「禾生用水は、小野



五ヶ堰（落合水路橋左端より取入）

に移し、更に障子岩を開さくして暗渠もて田之倉の水田に灌漑し、一方山脚の水は沢井沢より駒橋水田に漑ぎ、関場より山梨を経て、殿上村を経て猿橋に至る延長二里半余にして、用水組合は、田野倉、大月、駒橋、殿上、猿橋の五ヶ村なり」とあり、流末は思出の滝となり旧猿橋々下で桂川に落ちている。

川の水流を堰き止め谷村大堰の水を分流させしむ、此処を穴口と呼ぶ、涯岩石を洞さくし、或は地下を横断して暗渠を通して、朝日川に合流。更に朝日川を堰きとめ九鬼山の岸

宝永二年（一七〇五）三月、秋元喬知が武州川越城に移つてからは、徳川幕府直轄事業となり、明治以後郡役所が管理し、郡役所廃止後は大月役場管理となっている。また、明治四十一年（一九〇八）五月、田野倉、大月、駒橋、殿上、猿橋の五ヶ村代表により五ヶ堰水利組合がつくられ、明治四十五年、小野川、朝日川合流下流（落合橋）に古くから設けてあった梓組石積の取入れをコンクリートダムにしている。

○大堰（甲斐国志）

ネタ入り山ノ北麓佐伯橋ノ東北銚子口ヨリ桂川ヲ堰、水ヲ東岸ニ引キ分流シテ、上谷村水田ニ漑ギ両谷村ノ用水ニ分流シ。又村西ノ北岸ヨリ分レテ西南ヲ流レテ桂川ニ落ツ。一ハ両谷村ノ戌亥ヲ流シ、又丑寅ニ流シ、又南ニ流レテ丑寅ニ流ルルコト少ナク戌亥ニ折テ復タ丑寅ニ流ル、此ヨリ式町ニ滝アリ。三九ノ滝ト云。少シ北流シテ源正ニ至ル。

此処桂川トノ間僅カニ式拾歩許リノ洞穴ヨリ桂川へ漏水アリ御金ト云。其左ノ傍ニ稻荷明神ノ社アリ、

此ヨリ一町余ニシテ戊亥二分流シテ下谷村水田ニ漑
グ。又丑寅二流事一町余ニシテ村内用水ト会。此水
上谷村原ニテ分流シテ村ノ西南ノ端ニ至テ石箱樋ヲ
以テ通水スル事四間半。此ヨリ五流二分レ兩端ヲ分
流ス。南端ノ一流中川ニ入、東北ニ流シ戊亥ニ向ヒ
二流合テ一流トナリ、東北ノ堰水ニ合、此間イツキ
橋ヨリ分ルル、一流アリ。天模、六十坂等ノ山側ヲ
流レテ、鍛冶坂ノ西ニ至ツテ北ニ流レ、円通院ノ西
ニテ中川ト合。一流ハ新町ノ後ヨリ分流シテ村端ニ
至テ合ス。東流シテ深田ノ西ヨリ曲テ北流シ赤坂ヨ
リ丑寅ニ流レ四日市場ノ南ニ至テ小野川ニ入。一ハ
戊亥ニ流レ、四日市場、古川渡、中島等ノ諸田ニ漑グ、
大堰御請ノ水ヲ分流ス、此処ヲ穴口ト云、水際ノ岩
ヲウガチテ空穴ヲナシ、此ヨリ水ヲ通ス、穴口ヨリ
梓立四拾貳間ニシテ往還路ノ地中ニ横ニ伏流シテ朝
日川ニ会、又朝日川ヲ堰止、横流セシメテ九鬼山ノ
岸ニ移ル。此処ノ堰算盤木長サ拾貳間石積梓立アリ、
此ヨリ以下御普請所数ヶ所、九鬼山ノ山側ヲウガチ
テ伏流スル所アリ、田野倉村ノ水田ニ漑ト云、山足

ヲ丑寅ニ流レテ沢井沢ヲ横超ス、此処ニテ箱樋ヲ以
テ通水ス、東方徳山ノ山足ニ移リ北行シテ無辺寺ノ
前ヨリ東ニ流レ、大月駒橋ノ水田ニ漑、駒橋ノ南
岸ニ流レ東北ニ下テ関場云、北ハ桂川ニ迫リ南ハ峻
巖峙テ其間駈路ヲ通シ山足ニ堤ヲ築、或梓ヲ立テ漸
ク水道ヲ通スレバ漏水多クシテ御普請不絶、凡此辺
惣テ平地ナク、水利ノ患アリ、山梨子ト云所ニ至リ
箱樋ヲ以テ通スルコト数拾間、殿上村ニ達ス、又猿
橋ニ至リ水田ニ漑グ、凡ソ穴口ヨリ猿橋ニ至ルマデ
貳里半余、田野倉、大月、駒橋、殿上、猿橋、五ヶ
村組合ニシテ、享保五庚子年ヨリ御普請トナル、五
月田植ノ頃ハ大月ヨリ以東ハ水不足ニシテ相互ニ先
己カ、田ニ水ヲ引クトス故ニ水論起テ斗諍ニ及ブ、
上ヨリモ檢分ノ者出テ、河渠ニ水門立テ時ヲ定テ水
ヲ引、或ハ時ヲ待カネヒソカニ水門ヲ外ス事アリテ
因テ水門ニ鎖ヲ繫ケ人ヲ置キ昼夜ノ時ヲ守ラシム。